

事例項目	課税データの登録誤りについて
事例発生日等	令和3（2021）年6月30日
担当課	総務部 課税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①令和3（2021）年6月30日、門真市の税務システムから自治体中間サーバーへデータを登録する際、データ容量の超過により登録できないことを知らせるエラーメッセージが表示されたが、担当者が見落とし、登録できていなかった。</p> <p>②令和3年8月16日、他の自治体からの連絡により、登録できていなかったことが判明。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>③令和3年8月19日、改めてデータ登録作業を実施。データ未登録期間（6月30日～8月19日）に情報照会をしていた28の行政関係機関に対して再照会などの対応をお願いした。この後、各自治体等において再照会などの対応が行われた。</p> <p>④令和3年9月28日、税務システムの機能改善（データ容量の増加）を行った。</p> <p>⑤令和4年6月1日、日本年金機構から門真市へ、年金生活者支援給付金の支給判定が変更となる3名の情報が提供された。内訳は、過払いによる返還をお願いする2名（総額38,282円）、未払いにより新たに支給となる1名（41,006円）だった。</p> <p>⑥令和4年7月5日、門真市から上記3名へ、お詫びの文書を送付。</p> <p>⑦令和4年10月6日、日本年金機構から門真市へ、国民年金保険料の免除判定結果が変更となる33名の情報が提供された。（金額：0円から199,260円）</p> <p>⑧令和4年11月7日、各報道機関に報道資料の提供を行い、翌日新聞報道された。</p> <p>⑨令和4年11月11日、門真市から上記33名へ、お詫びの文書を送付。</p>
発生原因	<p>業務マニュアルにはエラーへの対処を行うよう記載があったが、月2回行う業務であり、普段は、対処が不要なエラーが複数表示され、特にエラーに対する処理を行わなくても完了する業務である。このため、今回新型コロナウイルス感染症への対応として、税務署から確定申告書の期限が延長されたデータを大量に入力した影響で、複数の対処不要のエラーの中に1件のみ、当該エラーが表示されており、見落とししてしまったもの。また、エラーの内容は決裁を行っていたものの、管理職のチェックも働いていなかった。</p>
再発防止対策	<p>①税務システムのデータ容量の増加を行った。</p> <p>②複数の職員により事務執行の確認を行うこととし、特にエラー確認には最新の注意を払うことを徹底する。</p>
添付資料	<p>【資料(2)-91-1】・・・お詫びの文書</p> <p>【資料(2)-91-2】・・・報道提供資料</p> <p>【資料(2)-91-3】・・・新聞報道記事</p>